

産婦健康診査契約外医療機関等で受診する際の 自己負担費用の償還払い(払い戻し)について

里帰りなどにより、豊見城市と産婦健診の契約をしていない医療機関等(契約外医療機関等)で産婦健診を受診した場合、自己負担した費用を産婦健診受診票の助成上限額の範囲内で払い戻しできます。必要書類を添えて申請してください。

❖対象者

令和2年10月1日以降に産婦健診を契約外医療機関等で受診され、受診日時点、豊見城市に住民票のある、産後8週以内の産婦さん。(市外に在住する期間に受診したものは、その住所地の市町村へお問合せください。)

❖助成対象となる産婦健診の内容

産婦健康診査受診票(沖縄県版)の内容

(問診、診察、血圧・体重測定、尿検査、エジンバラ産後うつ病質問票※、赤ちゃんへの気持ち質問票)

※下線の健診内容をすべて受けていることが必要です。エジンバラ産後うつ病質問票は必須項目となっており、実施していない場合は公費助成の対象外です。

※上記健診内容以外(検査や治療、投薬、お子様の健診、文書料等)は公費助成の対象外です。

❖助成上限額

産婦健診1回あたり上限5,000円(1人2回分まで)

❖申請方法

下記の必要書類をそろえ、受診日より1年以内に豊見城市子育て支援課窓口申請してください。

(産婦健診償還払申請提出書類)

- ①産婦健康診査費用償還払申請書兼請求書(様式第2号)
- ②産婦健康診査受診票(結果が記載され、医療機関等の押印があるもの)
※助成対象となる産婦健診の内容がすべて実施されていることが確認できるもの
- ③医療機関等の領収書(原本)
- ④診療報酬明細書(発行されている場合のみ)
- ⑤親子健康手帳(母子手帳)
- ⑥受診者名義の振込先通帳写し(名義人が受診者でない場合委任状が必要です)
- ⑦印鑑(様式第2号申請者押印 スタンプ印不可)

❖還付方法

申請受付後、約1か月後に振込先口座へお振込みいたします。

入金通知はございませんので、通帳記帳等でご確認ください。

(お問合せ先)

豊見城市子育て支援課 TEL:098-850-0143

〒901-0292 沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地1

豊見城市産婦健康診査事業の開始について（お知らせ）

豊見城市では令和2年10月1日より、産婦健康診査の費用助成を開始することとなりました。県外にて産婦健康診査（定められた内容による）を受診された場合は、償還払い（助成限度額の範囲内）の対応となります。

詳細については、別紙「産婦健康診査契約外医療機関等で受診する際の自己負担費用の償還払い（払い戻し）について」をご確認ください。

ご不明な点は下記までお問合せください。

【産婦健康診査受診から費用助成（償還払い）までの流れ】

1、出産後、医療機関等において産婦健診のご予約（令和2年10月1日以降助成対象）

※産婦健康診査受診票の検査項目すべての実施が可能かご確認ください

定められた内容の受診が無い場合、助成の対象外となります。

2、産婦健診受診（産後2週間頃、産後1か月頃 各1回づつ）

（受診時お持ちいただくもの）

産婦健康診査受診票、エジンバラ産後うつ病質問票、赤ちゃんへの気持ち質問票

産婦健康診査実施機関あて依頼文書

※受診にかかる費用は一度自己負担をお願いいたします

※結果記入後の受診票、領収書は償還払い申請の必要書類です

3、申請に必要な書類をそろえ、子育て支援課にて償還払い申請

※豊見城市では、産婦さんと赤ちゃんの健康を守るため、産婦健診実施機関と連携しながら各種支援を行うことがあります。

（お問合せ先）

豊見城市 子育て支援課 TEL098-850-0143

〒901-0292 沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地1

